

社会福祉法人いとよみらい 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いとよみらい（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬のうち理事と評議員は、支給しないものとする。

2. 監事は業務監査については無報酬とし、財務監査においては年間20,000円（源泉所得税の税引後）を監査報告書作成後に支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等（式典参列も含む）に出席した場合の費用弁償

大野市内	2,000円
その他	3,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

大野市内	2,000円
その他	3,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年6月23日から施行する。(令和6年7月9日法人名改称)